遺産分割協議書のテンプレート

遺産分割協議書とは、相続人がどの遺産をどのように相続するのかということを記載した書面のことです。
遺産分割協議書の書き方に法的な決まりはありません。とはいえ、内容に不備があれば、協議書が無効とされ、相続手続きが進まない原因になる可能性があります。そのため、正確にミスなく作成することが大切です。
以下のテンプレートを参考に、作成をお願いします。

＜＜　作成のポイント　＞＞

・作成はパソコンでも手書きでもかまいません。
・不動産などの住所は登記簿謄本のとおりに記載をお願いします。
・債務や負債についても記載をお願いします。
・生命保険金や死亡退職金は記載は不要です。
・相続人全員が実印で署名押印をお願いします。
・人数分を用意し、相続人が各自1通ずつ所持をお願いします。

＜＜　目次　＞＞

遺産分割協議書テンプレート
【参考】分割内容別記載例
綴じ方
よくあるご質問

遺産分割協議書

（被相続人）
氏　　名　〇〇（昭和△△年△△月△△日生まれ）
死 亡 年 月 日　　令和△年△△月△△日
本　籍　地　〇〇県〇〇市〇〇町△丁目△番△号
最 後 の 住 所　〇〇県〇〇市〇〇町△丁目△番△号

上記被相続人の遺産相続につき、相続人である被相続人の長男〇〇及び二男〇〇は、協議の上次のとおり遺産を分割し相続することを合意した。

（不動産）
第1条　相続人〇〇は下記記載の不動産を取得する。
（1）土地
所 在　〇〇市〇〇町△丁目
地 番　△△番△△
地 目　〇〇
地 積　△△㎡

（2） 建物
所 在　〇〇市〇〇町△丁目　△△番地△△
家屋番号　△△番△△
種 類　〇〇
構 造　〇〇
床面積　△△㎡

第2条　相続人〇〇は、次の財産を取得する。

（1）現金△△万円
（2） 〇〇銀行　〇〇支店　普通預金　口座番号△△△△

第3条　被相続人の葬式費用及び債務については、相続人〇〇が負担する。

第4条　本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産については、相続人○○が取得する。

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を2通作成し、各自1通の保管とする。

令和△年△△月△△日

相続人 【住所】○○県○○市○丁目○番○号

【氏名】　　実印

相続人 【住所】○○県○○市○丁目○番○号

【氏名】　　実印

相続人 【住所】○○県○○市○丁目○番○号

【氏名】　　実印

【参考】

分割内容別記載例

相続財産に応じ、下記を参考に追記してください。

○○：テキスト　△△：数字

＜マンションの場合＞

（1）不動産

一棟の建物の表示

所　　在　○○県○○市○○△丁目△△番地△△

建物の名称　○○ビル

専有部分の建物の表示

家屋番号　○○△△番地△△の△△

建物の名称　△△

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造△△階建

床面積　　△△階部分　△△㎡

敷地権の表示

符　　号　　△

所在及び地番　○○県○○市○○△丁目△△番地△

地　　目　　宅地

地　　積　　△△㎡

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　△△分の△△

＜共有持分の場合＞

（1）不動産

一棟の建物の表示

所　　在　○○県○○市○○△丁目△△番地△

建物の名称　○○ビル

専有部分の建物の表示

家屋番号　○○△丁目△△番地の△△

建物の名称　△△

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造△△階建

床面積　　△△階部分　△△㎡

敷地権の表示

符　　号　　△△

所在及び地番　○○県○○市○○△△丁目△△番地△△

地　　目　　宅地

地　　積　　△△㎡

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　△△分の△△

持分　△△分の△△

＜上場株式の場合＞
（2）有価証券
①○○証券株式会社　○○支店　株式会社○○　株式△△株

＜出資金の場合＞
（2）有価証券
①○○農業協同組合　組合員コード○○　出資口数△△口
②○○信用金庫　○○支店　出資口数△△口

＜ゴルフ会員権の場合＞
（2）有価証券
①○○カントリークラブ　会員番号△△

＜自動車の場合＞
（2）自動車
自動車登録番号　○○△△○-△△
車体番号　　第○○△△○-△△号

＜名義預金の場合＞
第1条　相続人○○及び相続人●●は、名義人の異なる次の遺産が被相続人の遺産であることを確認する。

（1）　預貯金
1　○○銀行　○○支店　普通預金　口座番号△△（名義人　○○）

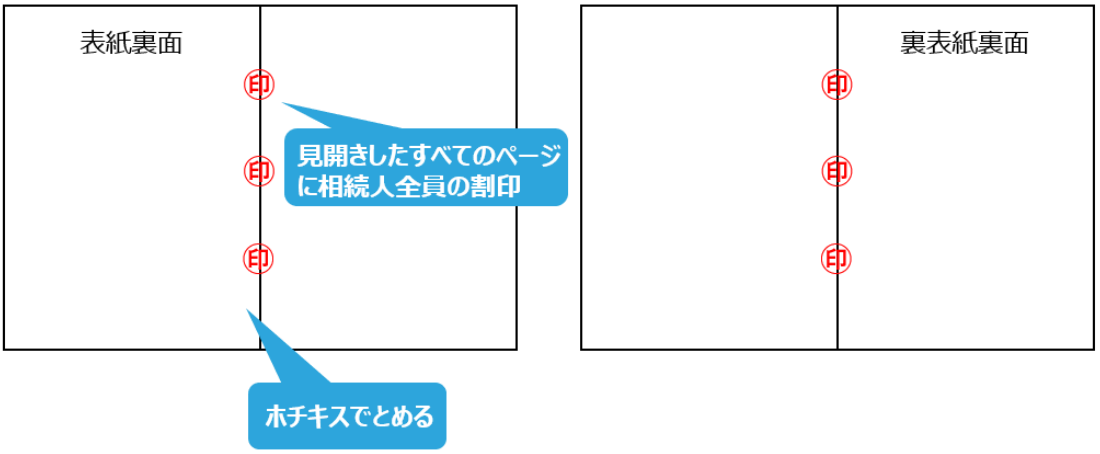
第2条　相続人○○○は次の遺産を取得する

（1）　預貯金
2　○○銀行　○○支店　普通預金　口座番号△△（名義人　○○）

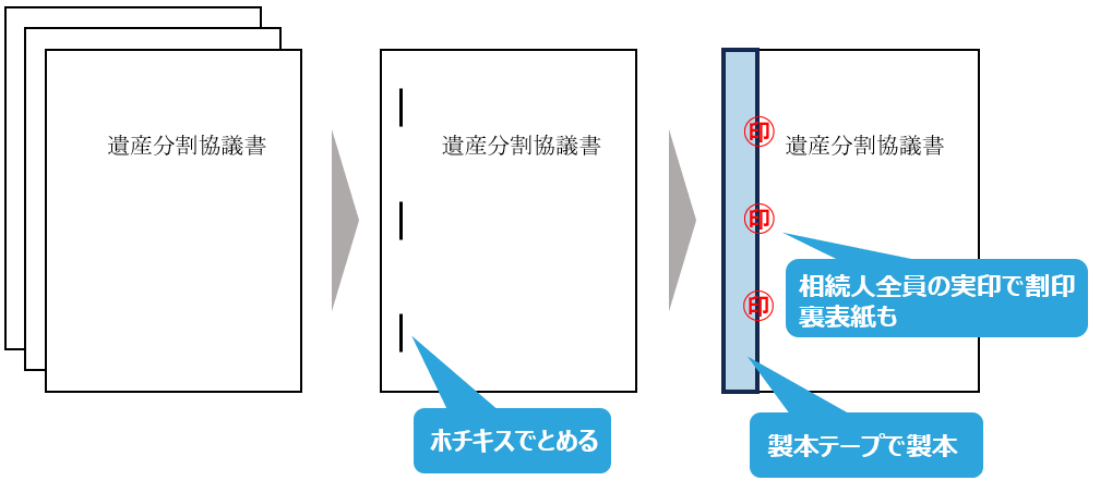
＜代償分割の場合＞
第3条　相続人○○○は、相続人●●●に対して、第1条の遺産取得の代償として、金△△万円を、令和△△年△△月△△日に限り、相続人●●●が指定する口座に振り込む方法により支払う。

綴じ方

1　ホチキスで止めて割り印を押す方法
複数の書類をホチキスで止めて、全ページの見開き部分にまたがるように割印します。



2　製本テープを使って綴じる方法
複数の書類をまとめ、ホチキスでとめてその部分が隠れるように製本テープで綴じる方法です。製本テープと書類にまたがるように表面と裏面の両方に押印します。



よくあるご質問

Q　全ての財産・債務について個別に遺産分割協議書に記載する必要がありますか？
A　全ての財産・債務について個別に記載する必要はありません。ただし、トラブルを避けるためにも可能な限り記載した方が望ましいです。

Q　押印は実印でないといけないですか？
A　はい、遺産分割協議書は実印で押印しましょう。

Q　氏名欄は自書（署名）しないといけないですか？
A　トラブル防止のためにも、なるべく自書（署名）しましょう。